

介護老人保健施設やすらぎ 入所の料金

30日あたりの目安

所得・財産などの審査で、 自治体より減免認定→		介護保険負担限度額認定対象の方				減免非該当
		世帯非課税				課税
		第1段階	第2段階 年収80万↓	第3段階(1) ①年収120万↓	第3段階(2) ②年収120万↑	第4段階
日額	食費	300	390	650	1360	1500
	居住費	0	430	430	430	500
	日用品費	150	150	150	150	150
	合計	450	970	1230	1940	2150
月額(A)	×30日	13500	29100	36900	58200	64500

(A) + 高額介護サービス費 の月額

月額		(A)				
介護保険自己負担の上限		13500	29100	36900	58200	64500
高額介護	93000	/	/	/	/	157500
	44400	/	/	/	/	108900
	24600	/	53700	61500	82800	/
	15000	28500	44100	/	/	/
	生活保護	4500	年金など一部負担がある場合は、別途市町村より負担指示			
介護保険サービスの加算等は裏面に記載						

個人でご利用の方のみ（主なもの）

個室利用料（2人部屋）	¥1,100	理美容代	
業者洗濯代		カット	¥3,000
初期ネット代（1回のみ）	¥2,100	カラー	¥7,000
水洗い(月額)	¥6,000	部分パーマ	¥9,000
ドライ・特殊	¥400/1枚	全体パーマ	¥11,000

※教養娯楽費は実費

利用料減免に関する制度

①介護保険負担限度額認定

介護保険施設に入所した場合の居住費・食費が、非課税世帯の人の内、一定要件を満たす人が介護保険負担限度額認定証の交付を受け、施設に提示することで所得に応じた負担限度額までの自己負担となる制度（自己申請が必要）

②高額介護サービス費

介護保険のサービスを利用した月の利用者負担合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が一定の額を超えたときにあとから支給（払い戻し）される制度です

介護保険サービス

①施設サービス費

1割負担 (2割負担2倍、3割負担は3倍になります)

要介護1	基本算定	¥836	1日につき
要介護2		¥889	
要介護3		¥957	
要介護4		¥1,013	
要介護5		¥1,067	

②加算料金

1割負担

夜勤職員配置	基準を満たした夜勤職員が配置	¥26	1日につき	
短期集中リハビリテーション (Ⅰ)	入所日から起算して3ヶ月以内に集中的にリハビリを行いかつ、月1回以上ADL評価し、その情報を厚生労働省に提出して計画を見直していること	¥272		
短期集中リハビリテーション (Ⅱ)	入所日から起算して3ヶ月以内に集中的にリハビリを行う場合	¥211		
認知症短期リハビリテーション (Ⅰ)	入所者が退所後生活する居宅または社会福祉施設等を訪問し、把握した生活環境を踏まえた市はぴり経過うが作成し、入所日から起算して3ヶ月以内に集中的にリハビリを行う場合	¥253		
認知症短期リハビリテーション (Ⅱ)	入所日から起算して3ヶ月以内に集中的にリハビリを行った場合	¥127		
在宅復帰・在宅療養支援	在宅復帰の取り組みを一定以上行っている場合	¥54		
若年性認知症受入	65歳未満で認知症の診断を受けている場合	¥127		
外泊時費用	外泊した場合、月6日を限度とし、初日と最終日以外に算定	¥382		月6日まで
在宅サービス利用 (外泊)	外泊時、在宅サービスを利用した時に算定	¥844		入所～30日間
初期加算 (Ⅱ)	入所日から30日間に限って算定	¥32		1日につき
再入所栄養連携加算	医療機関に入院し、入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合	¥211		1回につき
入所前後訪問指導加算 1	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、施設サービス計画の算定及び診療方針を決定した場合。	¥475		1回限り
入所前後訪問指導加算 2	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、施設サービス計画の算定及び診療方針、具体的な改善目標を定め、退所後の生活支援計画を策定した場合	¥506		
試行的退所時指導加算	入所中に外泊された時在宅介護の指導を行う	¥422		
退所時情報提供加算 (Ⅰ)	自宅等に退所するとき主治医へ診療状況と日常生活状況を示す文書を紹介したとき	¥527		
退所時情報提供加算 (Ⅱ)	医療機関に入院のとき主治医へ診療状況と日常生活状況を示す文書を紹介したとき	¥264		
入退所前連携加算 1	入所日前後30日以内の時と退所時にも居宅介護支援事業者との連携調整します	¥633		
入退所前連携加算 2	退所時に居宅介護支援事業者への情報提供と連携調整を行います	¥422		
訪問看護指示加算	老健の医師が訪問看護指示書を交付した場合に算定されます	¥317		
退所時栄養情報連携加算	療養食を必要とするまたは低栄養状態の方が入院する医療機関に栄養管理の情報提供をした場合	¥74		
経口移行加算	経管食から経口摂取を進めるために栄養管理を行った場合	¥30	月1回	
経口維持加算1	摂食障害に対し、個別計画で栄養管理をした場合	¥422		
経口維持加算2	上記の支援の会議に外部の専門家が加わる場合	¥106		
口腔衛生管理加算 2	歯科衛生士の口腔ケア、介護士への技術指導	¥116		
療養食加算	糖尿病食等の治療食を提供した場合	¥7	1食につき	
緊急時治療管理	重篤な病状に対して救命医療が施される場合	¥546	月3回まで	
所定疾患施設療養費加算 2	肺炎、尿路感染症又は带状疱疹、慢性心不全の悪化について投薬、検査、注射、処置等を行った場合	¥506	月10日まで	
認知症行動・心理症状緊急対応	認知症行動・心理症状が認められ、在宅困難で受入れの場合(7日を限度とする)	¥211	7日間まで	
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	認知症介護専門研修を修了した者と介護職員で認知症の行動・心理症状に対応するチームケアを行い、定期的な評価や計画を行っている場合	¥127	1月につき	
リハマネジメント計画書情報加算 (Ⅱ)	入所時と3か月にADL評価を行いリハビリ実施計画の内容を厚生労働省に提出する場合	¥35	月1回	
科学的介護推進体制加算 2	上記に加えて、心身、疾病の状況等を報告していること	¥64		
協力医療機関連携加算 (2)	協力病院と入所者の病状急変の際、入院要する際に原則受け入れる体制ある場合	¥6	1月につき	
新興感染症等施設療養費	新興感染症に感染した場合に相談、診療、入院調整の確保をし感染大対策を行って介護した場合	¥253	5日まで/月	
サービス提供体制 1	サービス提供体制を特に強化して基準を満たしている場合	¥24	1日につき	
介護処遇改善加算	介護職員への処遇体制の基準を満たした場合	3.90%		

